

労働者派遣事業に係る情報提供

株式会社セラク

代表取締役 宮崎 龍己

対象期間 2023年9月1日～2024年8月31日

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の第23条5項（則第18条の2第3項）の規定により情報を提供いたします。

事業所の名称	株式会社セラク 横浜支社
事業所の所在地	〒221-0052 神奈川県横浜市神奈川区栄町5-1 横浜クリエーションスクエア9F

1 労働者派遣等実績

派遣労働者数（事業年度末付/人）	335 人
派遣先の実数（事業年度/件）	107 件
労働者派遣の料金の額の平均（1日8時間／円）①	35,939 円
派遣労働者の賃金の額の平均（1日8時間／円）②	18,138 円
マージン率（小数点以下第一位未満を四捨五入）（①-②）÷ ①	49.5 %

2 キャリア形成支援制度に関する事項

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給
新規採用者訓練	新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給
新技術研修	派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給
業務知識確認研修	派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給

3 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記を含んだものです。

- 社会保険料（雇用保険、労災保険、厚生年金保険、健康保険、介護保険）
- 年次有給休暇、リフレッシュ休暇、慶弔休暇等の有給休暇賃金
- 教育訓練中労働者の賃金、講師人件費、資格取得報奨金、研修施設・機材、地代家賃等
- その他運営費（キャリア形成支援チーム人件費、福利厚生費、間接部門の人件費、システム維持・改修費、事業運営に必要な経費、採用広告費等）

4 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無	有
協定の有効期間	2025年4月1日～2026年3月31日
協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者